

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)7月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】相続人が不動産の取得を希望しなかった事例で,売却代金から競売費用を控除した残額に対する各相続人への分配割合を定め,遺産分割審判の抗告審中に死亡した相続人の遺産についても,生存相続人による遺産共有状態にあるものとして,その分配割合を定めた事例(平成28年8月12日東京高裁)

【2】テレビ受信設備を設置したYに対しNHKが放送受信契約締結を申し込んだが,申込みだけでは同契約が成立するとは解せないが,Yには承諾義務があるとし,撤去済みの受信機についてはその設置から撤去までの間の放送受信料が不当利得に当たるとした(平成28年9月21日東京高裁)

【3】Xは,携帯電話の紛失直後に電話会社(Y1)へ連絡をしたが,電子マネー決済用のクレジットカード発行会社(Y2)への連絡は約60日後となった。Xは,Y1,Y2に対して電子マネーの第三者による不正利用額の請求をしたところ,その一部が認容された(平成29年1月18日東京高裁)

【4】Yは土地取引を巡り弁護士Xが手付金横領,使込等をしたとして弁護士会に懲戒請求したが認められず,XがYの違法な懲戒請求,虚偽事実に基づく警察への申告に損害賠償を求め,Yも反訴した。本判決はYの違法性を否定しXの請求を棄却,反訴請求も棄却した(平成28年2月8日東京地裁)

【5】X及びYの母Aの自筆証書遺言につき,Xが同遺言書はYが偽造したもので無効,及び同遺言書を偽造したYが相続人の地位にないことの確認その他を求めた事案。本判決は自筆証書の要件の立証がなく本件遺言は無効としたがYの偽造との主張は認めなかった(平成28年3月30日東京地裁)

【6】姉Xが弟Yに対し,建物所有を目的とする土地の使用貸借契約につき使用収益をするのに足りるべき期間が経過したとして契約終了に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起し,同請求が認容された事例(平成28年7月14日東京地裁)

【7】Yの貸金債権を譲り受けたXは,Yの代理人弁護士から債務整理受任の通知を受けた後に,Yに未払元利金等の支払を請求,Yからは消滅時効の援用がなされた事案。受任通知及び弁護士のXに対する対応は債務承認に該当しないとして,Yの消滅時効の援用を認容(平成28年7月29日東京地裁)

【8】亡Aの全財産をAの後夫の子及びAの養子に相続させる旨の公正証書遺言に対し,Aの前夫の子ら(X)が本件遺言の無効確認を求めた事案。遺言当時のAの意思表示の問題ではなく,医学的,法的観点からAは遺言能力を欠いていたとしてXらの請求を認容(平成28年8月25日東京地裁)

【9】Y運営の歯科医院でインプラント治療を受けた患者Xが,人工歯根を過度に深く埋設され後遺障害が残存したとして約2219万円の支払と既払の診療代金115万円の返還を求めた事案。本件事故と後遺障害の相当因果関係を認め合計約346万円の支払等をYに命じた(平成28年9月8日東京地裁)

【10】離婚後も事実婚状態だった夫が死亡し遺族厚生年金の給付請求をしたが,社会保険事務所から年金の受給ができないとの誤った回答を受け受給権の一部が消滅時効にかかり受給できなかったとして,その間の年金相当額の損害賠償等を求め,同請求が認められた事例(平成28年9月30日東京地裁)

(知的財産)

【11】原告がREEBOK ROYAL FLAGなる商標登録の出願をしたが拒絶査定を受け,不服の審判請求をした。特許庁は指定商品を同じくするROYAL FLAGなる登録商標と類似するとして請求不成立の審決をしたため,原告が本件審決の取消しを求めたところ本判決は同請求を認容した(平成28年1月20日知財高裁)

【12】拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって,「従業員情報全般の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」等が開示されているものではないとして審決を取消した事例(平成29年7

月4日知財高裁)

【13】拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本件審判手続には特許法159条2項, 50条本文所定の手続を欠く違法が存在し、本件補正発明及び本願発明につき「請求項1」の記載を「請求項2」の誤記とは解せないとして審決が取消された事例(平成29年7月18日知財高裁)

【14】被告が原告の著作物であるプログラムのソースコードを使用してプログラムを作成しこれを搭載した機器を取引先に納入し原告の権利を侵害したとして、当該プログラム及びソースコードの使用差止等を求めたが、著作物性が否定され原告請求は棄却された事例(平成29年6月29日東京地裁)  
(民事手続)

【15】強制執行認諾文言付き公正証書で定められた養育料につき、これを被保全債権とする債務者所有の不動産に対する仮差押命令の申立が、公正証書の債務名義で強制競売申立ができるとして不適法却下され、その抗告が許可されたが最高裁で棄却された事例(平成29年1月31日最高裁)

【16】遺産分割調停事件の相手方が税務署長に提出した相続税申告書及び添付資料を対象に税務署長に文書提出命令を申立てたところ、原審が相続税申告書及び添付資料の一部提出を命じたため抗告人国がこれを不服として即時抗告を申立て、文書提出命令申立が却下された(平成28年5月26日福岡高裁宮崎支部)

【17】分割型新設分割に際し分割会社が設立会社の株式を株主に剰余金として配当したところ、後に分割会社の再生手続で選任された監督委員の否認請求を裁判所が認容したため、分割会社の株主である原告が当該決定の取消と否認請求の棄却を求め認容された事例(平成28年5月26日東京地裁)

【18】破産管財人Xが破産会社Aの倉庫にあった在庫商品につき、破産手続開始決定前に搬出し自社倉庫で占有するY1社及び同社監査役Y2に対し返還請求した事案。Yらは債務弁済契約に基づく譲渡担保権の実行によるものとして所有権喪失の抗弁等を主張したが排斥された(平成28年9月15日東京地裁)

(社会法)

【19】医師Xが雇用者(医療法人)Yに対し時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金等の支払を求めた事案。Xの年俸には時間外労働の割増賃金が含まれる旨の合意があったが、その具体的部分が明らかでなく割増賃金が支払われたとは言えないとされた事例(平成29年7月7日最高裁)

【20】原告が被告に対し、被告商品が原告の商品等表示として周知な原告商品の形態と類似し誤認混同のおそれがあるとして被告商品の製造・販売の差止等を求めた事案。原告商品の形態は特別顕著性及び周知性を獲得し、現在においてもそれは有効として原告請求を認容(平成29年6月28日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高決平成28年8月12日 判例タイムズ1436号118頁

平成27年(ラ)第885号 遺産分割審判に対する抗告事件(変更,確定(許可抗告不許可,特別抗告棄却))

被相続人の妻Xが,被相続人とXとの間の子Y1及びY2に対し,被相続人の遺産の分割を求める審判を申し立てた事案において,原審は法定相続分に従い,Y1の自宅の敷地(本件土地)を除く不動産及び金融資産をXに,Y2が保管する現金の大半をY2に,同現金の一部をY1に取得させるほか,Y1が取得を希望したものの代償金を支払う資力がないため換価競売を命ずることとした本件土地の換価代金の1割をXに,9割をY1に取得させる旨の審判をしたが,これに対しY1が抗告をし,その後,Xが死亡しXの地位を承継したY1及びY2は,本件遺産分割手続においてXが取得すべき財産をY1とY2の間で更に具体的に分割することに同意せず,また,両名とも不動産の取得を希望しなかった。

本決定は,金融資産及び現金を具体的相続分の割合に従ってY1とY2に均等に取得させ,不動産の全てについて換価競売を命じたうえで,競売による換価分割の場合は,売却代金から競売費用を控除した残額(以下「競売取得額」という。)が評価額と異なるものとなることが避けられないから,当事者間の公平を図るためには,競売取得額はできる限り各当事者の具体的相続分の割合に応じて分配するのが相当であるとしてY1とY2に均等に(各1000分の57)取得させ,競売取得額のうちXに分配する部分(1000分の886)については同人の相続人であるY1とY2の間で遺産共有の状態にあり,相続分は各2分の1であるから,Y1とY2の間において均等な割合で保管させることとするのが相当であるとして,Y1とY2が各2分の1ずつ(各1000分の443)交付を受けるものと定めておき,これをそれぞれが遺産共有状態にあるものとして保管するのが相当であるとして,その趣旨を主文において明らかにした。

#### (2) 東京高判平成28年9月21日 判例時報2330号15頁

平成28年(ネ)第2027号・3032号・3033号 放送受信料支払等請求控訴,同附帯控訴事件(変更,確定)

Yらが運営するホテルにテレビジョン受信設備が設置され,X(NHK)がYらに対し,放送受信契約締結を申し込んだが,Yらがこれを承諾しなかったことから,主位的に,契約成立に基づき放送受信料の支払い,予備的に,上記申込みを承諾する義務が生じたとして,各承諾の意思表示及び放送受信料の支払いを求め,撤去済みの受信設備について放送受信料に相当する金員の不当利得が生じていると主張した。

原審は の主位的請求を認容したが,本判決は,各規定からすれば,申込みのみによって放送受信契約が成立すると解することはできず,Yらは承諾義務を負うとして,予備的請求を認め,設置から撤去までの間の放送受信料の不当利得を認めた。

#### (3) 東京高判平成29年1月18日 金法2069号74頁

平成28年(ネ)第4369号 電子マネー不正使用金返還請求控訴事件(原判決一部変更・請求一部認容)

Xは,自らのスマートフォンにY2が提供するプリペイド型電子マネーの登録をし,その決済方法としてY1が発行するクレジットカードを使用していたところ,平成24年11月13日,スマートフォンの紛失に気づき,翌14日,携帯電話会社に連絡して上記スマートフォンの通信サービスの利用を停止するなどした。ところが,同月15日から平成25年1月9日まで,何かが上記スマートフォンで電子マネー291万9000円分を購入していることが発覚したため,Xは,同月10日,Y2に連絡して上記電子マネーサービスの利用停止措置をとったが,Y1から上記電子マネーの購入に係るクレジットカード利用代金の請求を受け,上記291万9000円をY1に支払った。本件は,Xが,Y1およびY2に対し,主位的に,291万円の不当利得の返還及び遅延損害金の支払いを求め,予備的に,Yらに上記電子マネーの不正購入につきそれぞれ注意義務違反があるとして,不法行為に基づく損害賠償(弁護士費用29万1000円を加えた合計321万円)及び遅延損害金の支払いを求める事案である。原審は,Xの請求をいずれも棄却したため,Xが控訴した。

本判決は,主位的請求について,Y2の約款には第三者によるパスワード使用がY2の故意または重過失に起因するものではない限り,Y2は責任を負わない旨の定めがあるが,Xがスマートフォンを紛失したのであって,第三者によるパスワード使用がY2の故意または重過失に起因するとはいえず,また,Y1の約款には第三者にクレジットカードを不正使用されたときは,会員がカードの紛失,盗難等を速やかにY1に連絡するなどの要件を満たしたときは,当該連絡から60日前以降に発生した損害について会員の支払を免除するとの定めがあるが,XがY1に対しスマートフォンの紛失を速やかに連絡したとはいえないので,上記電子マネーの不正購入代金はXが支払義務を負うと判示した。

次に,予備的請求について,上記電子マネーサービスの技術的専門性をも考慮すれば,Y2は,登録携帯電話の紛失等が生じた場合に,当該サービスの不正使用を防止するため,登録会員が採るべき措置について適切に約款等で規定し,これを周知する注意義務を負っているところ,Y2のホームページには,携帯電話を紛失した場合等についてY2への通知等を必要とする旨の記載も,携帯電話の電話回線の使用を停止すれば新たにチャージされることはないという認識が誤りである旨の記載もなかったから,Y2には上記注意義務の違反がある(但し,3割の過失相殺が相当)と判示した。

なお、予備的請求にかかるY1の注意義務違反については、上記電子マネーサービスに関する何らかの異変があったことを推測し、Xに確認する義務があるとのXの主張は、排斥されている。

#### (4)東京地判平成28年2月8日 判例時報2330号56頁

平成26年(ワ)第4630号・第27570号 損害賠償等請求事件,損害賠償請求反訴事件(棄却(控訴))

X弁護士は代理人として、Yのほか多数人の関係する土地の売買契約を締結する等、土地取引に関与したが、Yは、土地の真の所有者はYとP1であり、Xは、P1とYから委任を受けていないにもかかわらず、手付金を受領し、使い込んだなどの虚偽の事実に基づき弁護士会に懲戒を請求したものの、懲戒しない旨の決定が出された。そのため、Xは、Yに対し、違法な懲戒請求、Xが横領した等の虚偽事実を警察に申告した等の不法行為に基づく損害賠償請求を行った。対して、Yは、反訴として、Xが虚偽の事実により刑事告訴したこと等を主張し損害賠償を請求した。

本判決は、Yの判断には相応の根拠があり、一応の合理性があるとして評価できるとして、違法性を否定し、本訴請求を棄却し、反訴請求についても不当告訴による不法行為に該当しないとして棄却した。

#### (5)東京地判平成28年3月30日 判例時報2328号71頁

平成25年(ワ)第34377号 遺言無効確認等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は、X及びYの母Aの平成19年12月21日付自筆証書遺言(本件遺言)について、Xが本件遺言書はYが偽造したものであるとして、Yに対し無効であること及び本件遺言書を偽造したYが相続人の地位にないことの確認その他を求めた事案である。

本判決は、Aの認知症に係る診断経過、本件遺言書の作成日付である平成19年12月21日前後からA死亡時までの間のAの財産をめぐるXY間の交渉経過等を認定した上で、本件遺言書は、平成20年4月23日より後の日において、平成19年12月21日まで日付を意図的に遡らせて作成されたものと推認されるところ、自筆証書遺言による遺言に際し、意図的に真実の日付と異なる日付が記載された場合には民法968条1項所定の要件の一つである自署による日付の記載があるとはいえないと解するのが相当であり、Yの抗弁と位置づけられる自筆証書の要件の立証がないことからこれ以上検討するまでもなく本件遺言の有効性を認めることができず無効であるとした。また、Yが偽造したか否かについてはYの関与が推認されるとしつつも本件遺言書がAの自筆によるものではないと断じることはできずYが本件遺言書を偽造したとは認められないとした。

#### (6)東京地判平成28年7月14日 判例タイムズ1436号196頁

平成27年(ワ)第19120号 建物収去土地明渡請求事件(第1事件),平成28年(ワ)第410号 建物収去土地明渡請求事件(第2事件)(認容,控訴)

姉Xが弟Yに対し、建物所有を目的とする土地の使用貸借契約につき、使用収益をするのに足りるべき期間が経過したとして、契約終了に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起した事案において、本判決は、本件土地上の建物について建築からすでに40年以上もの長期間が経過しており、Xが本件土地の所有権を取得して以来何らの収益も得ていない一方で、Yは自宅や動物病院の敷地として十分に活用し相応の利益を得てきたこと、本件土地の使用方法は主にX及びYの祖父や父が決定し、Yが本件土地を無償で使用するにつきXが異論を差し挟む余地はなかったが、父の死亡後に本件土地を巡るXとYの対立が表面化し、その人的関係に著しい変化が生じたことなどからすれば、Yが本件土地の使用収益をするのに足りるべき期間の経過を否定することはできないとして、Xの請求を認容した。

#### (7)東京地判平成28年7月29日 金法2068号

平成28年(レ)第131号 譲受債権請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、Yが、貸金業者であるZとの間で金銭消費貸借契約を締結して取引を継続してきたところ、Xが、Zから同契約によって生じたYに対する貸金債権を譲り受けたとして、Yに対し、未払元利金及び遅延損害金の支払を請求している事案である。Xは、Yの債務整理を受任した代理人弁護士からその旨の受任通知の送付を受け、同代理人(の所属事務所の事務員)から「民事再生か任意和解の方針を検討中」との回答を受けていたが、その後、債務整理等が行われることなくこれが放置されていたため、Yに対して訴訟を提起したものであるが、同訴訟においてYから消滅時効の援用がなされた。

本判決は、上記受任通知には、Xに対する債務の存在を前提とした記載がなく、これをもって、Yが債務の承認をしたと認めることはできないところ、上記代理人(の所属事務所の事務員)の回答も、個別的な債権者に対する債務の存在を前提としたものではなく、今後の債務整理の方針も、検討中の事項を述べたものに過ぎず、その回答からYが債務を承認したと認めることもできないと判示した。また、Xが上記代理人の行為により時効中断の措置をとることを妨げられたと評価することはできず、時効中断の措置として訴訟提起を行う必要がある場合にまでこれを控えるべき理由はなく、受任通知の受領後でも、Xによる訴訟提起が十分に可能であったと認められることから、Yによる消滅時効の援用が信義則に違反して許されないということもないと判示した。

## (8)東京地判平成28年8月25日 判例時報2328号62頁

平成25年(ワ)第19280号 遺言無効等確認請求事件(認容,控訴)

本件は,亡Aの公正証書遺言(本件遺言)は,Aの一切の財産をAの後夫の子及びAの養子(二人は夫婦,以下Yら)に各2分の1の持分割合により相続させる旨の内容であるところ,Aの相続人であるXら(Aの前夫の子ら)がYらに対し,Aの遺言能力の欠如を理由に本件遺言が無効であることの確認を求めた事案である。

本判決は,Aの経歴,その相続財産の経緯及び認知症の診断歴,本件遺言書の作成過程等を詳細に認定した上,本件遺言書作成の直前にAをアルツハイマー型認知症であると診断した医師及び本件遺言書を作成した公証人によるAの遺言能力に関する見解等をふまえ,本件遺言当時のAは,Yらに財産の全てを相続させたいとの意思を表示し,他の相続人には財産を分けなくてよい旨述べていたことは認められるが,本件における問題は意思表示の有無ではなく意思能力の有無であり,意思を明示していたことから直ちに意思能力が肯定できるわけでないことはいうまでもなく,本件遺言当時のAは,医学的観点からも法的観点からも遺言能力を欠いていたと認めるのが相当であるとしてXらの請求を認容した。

## (9)東京地判平成28年9月8日 判例時報2330号49頁

平成27年(ワ)第8689号 損害賠償等請求事件(一部認容,一部棄却)

Yが運営する歯科医院でインプラント治療を受けていた患者Xが,フィクスチャー(人工歯根)を埋入する際に,過度に深く埋設したYの行為(以下「本件事故」という。)によって,右側オトガイ感覚神経感覚障害の後遺障害が残存したと主張し,債務不履行に基づき約2219万円の支払,既払の診療代金115万円の返還を求めた事案。

本判決は,Xの愁訴や別病院での診断,画像等から本件事故と後遺障害の相当因果関係を認めて損害額を315万2900円と算定し,既払い診療代金については,インプラント治療の工程からすれば,フィクスチャーの埋入部分の割合として7分の4(105万円)については,XがYに支払う義務があるとして,代金の一部(10万円)の返還を認めるとともに,上記105万円のうち,一歯部分の21万円については債務不履行と相当因果関係のある損害と認めて合計で346万2900円(と遅延損害金)の支払いをYに命じた。

## (10)東京地判平成28年9月30日 判例時報2328号77頁

平成26年(ワ)第10943号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

本件は,昭和39年にAと婚姻し,昭和58年に離婚した後もAと生活を共にする事実婚の状態にあったXが,Aの昭和62年8月の死亡により,平成22年10月15日に厚生労働大臣に対し,Aの遺族として遺族厚生年金の給付を請求し,支給の裁定を受けたところ,請求前に複数の社会保険事務所において各職員から遺族厚生年金の受給ができないとの誤った説明ないし回答を得たため受給権の一部が消滅時効にかかり支給を受けることができなかったとして,Yに対し,国賠法1条1項に基づき,消滅時効の完成を理由に受給できなかった年金総額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は,本件担当職員が配偶者要件や生計維持要件の充足に関する事情をXから聴取することもないままXに誤った説明回答を断定的に行った行為は,職務上の法的義務に違反する国家賠償法1条1項の違法な行為に該当すると解するのが相当であるとしてYの国家賠償責任を肯定し,時効消滅した昭和62年9月分から平成17年7月分のXの遺族厚生年金合計1772万余りから,Aにかかる遺族厚生年金支給の裁定が行われていれば受給することがなかったX自身の老齢厚生年金合計338万余りを控除した1433万余りを損害額として認め,その支払の請求を認めた。

## 【知的財産】

## (11)知財高判平成28年1月20日 判例タイムズ1436号125頁

平成27年(行ケ)第10158号 審決取消請求事件(認容,確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/611/085611\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/611/085611_hanrei.pdf)

原告は,指定商品を第25類「履物,運動用特殊靴」等とする「REEBOK ROYAL FLAG」(標準文字)(本願商標)について,商標登録出願をしたところ,拒絶査定を受け,これに対する不服の審判請求をしたが,特許庁が,指定商品を同じくするROYAL FLAGなる登録商標(引用商標)と類似するとして,請求不成立の審決をしたため,本件審決の取消しを求めて訴訟提起をした。

本判決は,本願商標を全体として一体的に観察し,又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「REEBOK」の文字部分を抽出して,引用商標との類否を判断するのが相当であるとし,本願商標は,その外観,称呼及び觀念において相違することに加え,取引の実情をも考慮すれば,引用商標と同一又は類似する商品に使用されたとしても,取引者,需要者において,その商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできないから,本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した。

## (12)知財高判平成29年7月4日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10220号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/887/086887\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/887/086887_hanrei.pdf)

拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、周知例には「従業員の取引金融機関、口座、メールアドレス及び支給日前希望日払いの要求情報等の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」が開示されているが、これらを上位概念化した「従業員情報全般の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」等が開示されているものではないとして、審決を取消した事案。

相違点5は、「本願発明の従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力された、給与計算を変動させる従業員入力情報を含んでいるのに対し、引用発明の従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力されたものを含んでいない点。」であり、「入力されたもの」とは、「入力された、給与計算を変動させる従業員入力情報」を意味することは、当事者間に争いが無い。

本件審決は、相違点5について、引用例の図2には、「扶養者情報」の項目が見て取れるところ、一般に、扶養者情報は、給与計算を変動させる従業員情報であるとした上で、「従業員の給与支払機能を提供するアプリケーションサーバを有するシステムにおいて、企業の給与締め日や給与支給日等を含む企業情報及び従業員情報を入力可能な利用企業端末のほかに、従業員情報の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」は、本願出願日前に周知の技術(周知例2例示周知技術)であり、従業員にどの従業員情報を従業員端末を用いて入力させるかは、当業者が適宜選択すべき設計的事項であると判断した。

しかしながら、周知例2等には、「従業員の給与支払機能を提供するアプリケーションサーバを有するシステムにおいて、企業の給与締め日や給与支給日等を含む企業情報及び従業員情報を入力可能な利用企業端末のほかに、(1)従業員の取引金融機関、口座、メールアドレス及び支給日前希望日払いの要求情報、(2)従業員の勤怠データ、(3)従業員の出勤時間及び退勤時間の情報及び(4)従業員の勤怠情報(例えば、出社の時間、退社の時間、有給休暇等)の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」が開示されていることは認められるが、これらを上位概念化した「上記利用企業端末のほかに、およそ従業員に関連する情報(従業員情報)全般の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」や、「上記利用企業端末のほかに、従業員入力情報(扶養者情報)の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えること」が開示されているものではなく、それを示唆するものもない。

したがって、周知例2等から、本件審決が認定した周知技術を認めることはできない。また、かかる周知技術の存在を前提として、本件審決が認定判断するように、「従業員にどの従業員情報を従業員端末を用いて入力させるかは、当業者が適宜選択すべき設計的事項である」とも認められない。

## (13)知財高判 平成29年7月18日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10238号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/929/086929\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/929/086929_hanrei.pdf)

拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件審判手続には特許法159条2項、50条本文所定の手続を欠いた違法が存在することは明らかであり、また、本件審決における本件補正発明及び本願発明についての「請求項1」の記載を「請求項2」の誤記と解することはできないとして、審決が取消された事案。

(1) 本件審決は、本願発明(平成26年補正後の請求項1に記載された発明)につき、本件補正発明(不服審判請求とともに行われた本件補正後の請求項1に記載された発明)と同一のものであり、本件補正発明と同様に、引用発明等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により、特許を受けることができない旨の判断をした。

他方、本件拒絶査定においては、平成26年補正後の請求項2に係る発明につき、「先の拒絶理由通知書で提示した引用例1及び引用例2から当業者が容易に発明をすることができたものであり」と記載され、そして、平成26年補正後の請求項1に係る発明については、「拒絶の理由を発見しない請求項」との項の中で、「現時点では、拒絶の理由を発見しない」と記載されている。以上によれば、本願発明が本件拒絶査定の理由となっていないことは、明らかである。

したがって、本件審決において、本願発明を拒絶する場合は、特許法159条2項、50条本文に基づき、出願人である原告に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならないところ、本件審判手続において、拒絶の理由は通知されていないから、本件審判手続には、特許法159条2項、50条本文所定の手続を欠いた違法が存在することは、明らかである。

(2) 被告は、本件審決において、本件補正発明が本件補正後の請求項1であるものとして、当該請求項1の記載を摘記し、本願発明が平成26年補正後の請求項1であるものとして、当該請求項1の記載を摘記したのは、いずれも誤記であり、正しくはそれぞれ「本件補正後の請求項2」、「平成26年補正後の請求項2」であるところ、本件補正後の請求項2に特有の発明特定事項により本件補正発明と引用発明の相違点の認定をしていることから、当該誤記

は明白なものであって、「請求項1」を「請求項2」と読み替えて、本件審決の趣旨を正しく理解できると主張する。

しかしながら、本件審決では、「本件補正発明」を「平成27年7月23日に提出された手続補正書の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明」、「本願発明」を「平成26年7月15日付け手続補正書の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明」と定義した上で、各請求項1の記載を摘記しているのであって、本件補正後の請求項1に係る発明を本件補正発明、平成26年補正後の請求項1に係る発明を本願発明と認定していることが明らかである。

そうすると、本件審決は、本件補正後の請求項1に係る発明を本件補正発明、平成26年補正後の請求項1に係る発明を本願発明と、それぞれ認定した上で、認定した発明と対応しない相違点を認定しているのであり、相違点の認定を誤ったことになるが、かかる誤った相違点の認定ないし判断を根拠に、本件補正発明及び本願発明についての「請求項1」の記載を「請求項2」の誤記と解することはできない。

被告は、本件における審査の経緯も、上記「請求項1」の記載が「請求項2」の誤記であるとの理解を促すものであると主張し、本件拒絶査定においては、平成26年補正後の請求項2に係る発明は、本件拒絶理由通知書で提示した引用例1及び引用例2から当業者が容易に発明をすることができたものである旨が記載されている一方で、平成26年補正後の請求項1に係る発明については拒絶の理由を発見しないと記載されていることが認められるが、かかる審査の経緯を参酌しても、上記判断が左右されるものではない。

#### (14)東京地判平成29年6月29日 裁判所HP

平成28年(ワ)第36924号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/920/086920\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/920/086920_hanrei.pdf)

個人としてソフトウェアの受託開発業を営んでいる原告が、被告は原告の著作物であるプログラムのソースコードを使用してプログラムを作成し、当該プログラムを搭載した機器を取引先に納入することにより、原告の著作権(翻案権、譲渡権及び貸与権)を侵害したと主張して、被告に対し、著作権法112条1項及び2項に基づき、被告が作成したプログラム及びそのソースコードの使用の差止め並びに廃棄等を求めた事案。

著作権法は、プログラムの機能やアイデアを保護するものではなく、その具体的表現を保護するものであるところ、プログラムにおいては、所定のプログラム言語、規約及び解法に制約されつつ、コンピューターに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組み合わせ、どのような表現順序とするかなどについて作成者の個性が表れることになる。したがって、プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち、表現上の創造性が表れていることが認められる必要がある。

原告は、本件プログラムは、画像処理に基づく表示機能や処理機能、通信機能などの各種機能を備えていること、性質の異なる2種類の機能を同時に備えるという特徴や開発効率及びメンテナンス性の向上などの特徴があることを挙げて、本件プログラムには創作性があると主張する。しかし、前記のとおり、著作権法はプログラムの機能そのものを保護するものではないから、本件プログラムの機能についての原告の主張は、本件プログラムが著作物性を有することの根拠となるものではない。また、本件プログラムの特徴についての主張も、それらの特徴に係るコンピューターに対する指令について、上記の選択の幅等やそれがありふれた表現でないことを主張するものではなく、本件プログラムが著作物性を有することの根拠に直ちになるものではない。

したがって、本件プログラムが著作権法により保護される著作物であると認めることはできない、として原告の請求は棄却された。

#### 【民事手続】

#### (15)最三決平成29年1月31日 判例時報2329号40頁 判例タイムズ1436号96頁

平成28年(許)第39号 不動産仮差押命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

強制執行認諾文言のある公正証書で養育料の支払が定められ、支払期限到来済みの未履行分がある場合に、支払期限が到来していない養育料債権50か月分を被保全債権として債務者所有の不動産に対して仮差押命令申立てがされた事案において、原審及び原々審は、金銭債権について債務名義が存在する場合に債権者は特別の事情のない限り速やかに強制執行をすることができ、原則として民事保全制度を利用する必要性(権利保護の利益)が認められないところ、本件公正証書の債務名義で強制競売申立てをすることができることなどに照らし、特別の事情があるとは言えず、権利保護の利益を欠き不適法却下すべきものとした。これに対し、許可抗告が申し立てられ、原審が抗告を許可したが、最高裁の多数意見は、原審の判断は是認できるとして、いわゆる例文の形で抗告を棄却した。



## (16)福岡高裁宮崎支部決平成28年5月26日 判例時報2329号55頁

平成27年(ラ)第101号 文書提出命令(一部認容)に対する即時抗告事件(取消(確定))

遺産分割調停事件の相手方が税務署長に対して提出した相続税申告書及び添付資料を対象として税務署長を相手方として文書提出命令を申し立てたところ、原審(鹿児島家裁平成27年11月19日決定・57頁以下に掲載)が相続税申告書及び添付資料の一部の提出を命ずる決定をしたのに対し、抗告人国がこれを不服として即時抗告を申し立てた事案。

抗告審は、行政庁が現実に保管する文書の所持者は国又は地方公共団体だと解され、本件文書の所持者は抗告人国であるが、原審において実質的に抗告人国に手続保障が与えられていたと言えることから原審手続に違法な点はない、相続税申告書等は、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密が記載されたものであり、これが公にされることにより申告者との信頼関係が損なわれ、申告納税方式による税の徴収という公務に支障を来すこととなるから、民訴法220条4号ロ「公務員の職務上の秘密に関する文書」に該当する、遺産分割調停の手続が非公開であるとしても、相続人が感情的対立等から、自己の申告内容を他の共同相続人等に開示することを拒むような場合に、相続税申告書等を当該遺産分割調停事件に提出することにより、申告者との信頼関係が損なわれることは明らかであり、申告納税制度が納税者の自主的かつ誠実な申告を前提に組み立てられている制度であり、当該申告にとって納税者と税務当局との信頼関係の確保が不可欠であることなどからすると、遺産分割調停事件における相続税申告書等の提出が被相続人の遺産の全貌を明らかにし調停手続を円滑かつ迅速に進める上でその必要性が認められ、ひいては適正な遺産分割の実現による紛争の解決に資するところがあることなどを考慮しても、相続税申告書等はその記載内容から見て、民訴法220条4号ロ「その提出により...公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」がある、と判示し、原決定を取り消し、文書提出命令申立を却下した。

## (17)東京地判平成28年5月26日 判例タイムズ1436号220頁

平成27年(ワ)第24375号 否認請求認容決定に対する異議請求事件(認容,確定)

分割型新設分割(会社法763条12号ロに定める形態による新設分割)に際して、分割会社が設立会社の株式を株主に対して剰余金として配当した行為に対し、その後、分割会社について再生手続が開始し選任された監督委員が否認請求をして裁判所がこれを認容する旨の決定を行ったため、剰余金の配当を受けた分割会社の株主である原告が当該決定の取消しと否認請求の棄却を求めた事案。本判決は、分割型新設分割が会社法所定の債権者異議手続を経て行われた場合には、当該手続の際に、事前開示書面の記載内容に、債権者が会社分割に対して異議を申し立てるか否かの判断を誤らせるような虚偽の記載があったといった特段の事情がない限り、分割型新設分割に伴って行われる剰余金の配当に対して否認権を行使することができないとして、原告の請求を認めた。

## (18)東京地判平成28年9月15日 金法2068号66頁

平成28年(ワ)第6089号 動産引渡請求事件(請求認容)

本件は、破産管財人であるXが、破産会社Aの倉庫に保管されていた仏壇仏具等の在庫商品について、破産手続開始決定の約1週間前に搬出して、自社倉庫において占有するY1社及び同社監査役Y2に対し、所有権に基づき返還請求をする事案である。Yらは、本件在庫商品の所有権が破産会社Aに帰属することを争うとともに、本件在庫商品の搬出は、破産会社Aの代表取締役であるB、Y1社の代表取締役の父C、Y1社、Y2、D社(破産会社Aの関連会社であり、破産会社Aと同じ日に破産手続開始決定が出されており、Xが破産管財人に選任されている。)の間で締結された債務弁済契約に基づく譲渡担保権の実行によるものであるとの所有権喪失の抗弁も主張している。

本判決は、在庫商品に関する税務申告内容、Y1社の買掛台帳の記載、在庫商品の仕入代金請求の宛先、主要な仕入先の陳述内容、破産会社Aの前代表者の供述内容、Y1社とD社との間の仏壇仏具の取引状況等から、本件在庫商品について破産会社Aの所有であった旨推認されると判示した。また、所有権喪失の抗弁の主張については、その根拠とする債務弁済契約の契約当事者に破産会社Aは含まれておらず、破産会社AがD社に対し譲渡担保権設定に関する代理権を授与していたことを認める証拠もないとして、これを排斥している。

## 【社会法】

## (19)最二判平成29年7月7日 最高裁HP

平成28年(受)222号 地位確認等請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/897/086897\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/086897_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

医師Xが雇用者である医療法人Yに対し、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金並びにこれに係る付加金の支払等を求めた事案において、雇用契約において時間外労働等に対する割増賃金を年俸1700万円に含める旨の合意がなされていたとしても、当該年俸の支払により時間外労働等に対する割増賃金が支払われたということはできないと判断



して、(請求を棄却した)原判決を破棄差戻した事例  
(理由)

XとYとの間においては、Yの医師時間外勤務給与規程に基づき支払われるもの以外の時間外労働等に対する割増賃金を年俸1700万円に含める旨の合意がされていたものの、このうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分は明らかにされていなかったというのである。そうすると、本件合意によっては、Xに支払われた賃金のうち時間外労働等に対する割増賃金として支払われた金額を確定することすらできないのであり、Xに支払われた年俸について、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することはできない。したがって、YのXに対する年俸の支払により、Xの時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金が支払われたということとはできない。

## (20)東京地判平成29年6月28日 裁判所HP

平成27年(ワ)第24688号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/926/086926\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/086926_hanrei.pdf)

原告が被告に対し、被告商品が、原告の商品等表示として周知な原告商品の形態と類似し、誤認混同のおそれがあるとして、不正競争防止法2条1項1号、3条1項に基づき、被告商品の製造・販売の差止め等を求めた事案。

商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。そして、商品の形態自体が不競法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには、商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により(周知性)、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていることを要すると解する。これを本件について検討するに、特別顕著性と周知性が認められる。

被告は原告商品の形態が商品の技術的機能にのみ由来する形態であるから、商品等表示にはなり得ないと主張している。しかしながら、商品の形態が商品の技術的機能及び効用に由来するものであっても、他の形態を選択する余地がある場合は、当該商品の形態につき、上記の特別顕著性及び周知性が認められる限り、「商品等表示」に該当するものと解する。そして、原告商品は、他の形態を選択する余地が十分にあるから、商品の形態が商品の技術的な機能及び効用に由来するものであっても他の形態を選択する余地がある場合に該当する。

また、被告は、原告の周知性の主張は、実用新案権による独占状態に基づく周知性を主張しているにすぎないと主張している。特許権や実用新案権等の存在により独占状態が生じ、これに伴って周知性ないし著名性が生じるのは当然のことであり、これに基づき生じた周知性だけを根拠に不競法の適用を認めることは、結局、知的財産権の存続期間経過後も、第三者によるその利用を妨げてしまうことに等しく、特許法等の目的に反する。もっとも、このように、周知性ないし著名性が知的財産権に基づく独占により生じた場合でも、知的財産権の存続期間が経過した後相当期間が経過して、知的財産権を有していたことに基づく独占状態の影響が払拭された後で、なお原告製品の形状が出所を表示するものとして周知ないし著名であるとの事情が認められる場合であれば、何ら上記特許法等の目的に反することにはならないから、不競法2条1項1号の適用があるものと解する。原告商品については実用新案権が存続していたとしても、その後、実用新案権を有していたことに基づく独占状態の影響がなくなった後の原告の営業努力によって、原告商品の形状が出所を表示するものとして周知ないし著名であるとの事情が認められる。

以上のことから、原告商品の形態は特別顕著性及び周知性を獲得し、現在においてもそれが失われていないものであって、不競法2条1項1号の「商品等表示」に該当するというべきである、として原告の請求は認容された。

## 【紹介済判例】

最一決平成28年3月31日 判例時報2330号100頁

平成26年(あ)第1857号 詐欺、証拠隠滅被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/815/085815\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/815/085815_hanrei.pdf)

法務速報180号17番で紹介済

最一決平成28年3月31日 判例タイムズ1436号110頁

平成26年(あ)第1857号 詐欺、証拠隠滅被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/815/085815\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/815/085815_hanrei.pdf)

法務速報180号17番で紹介済

名古屋高判平成28年7月28日 判例時報2328号30頁

平成28年(行コ)第19号 難民不認定処分等取消請求控訴事件(取消・認容(確定))

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/242/086242\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/086242_hanrei.pdf)

法務速報193号17番で紹介済

東京高判平成28年8月10日 判例時報2329号98頁

平成27年(ウ)第1521号 強盗殺人(認定 窃盗), 傷害, 窃盗, 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄差戻, 上告(上告棄却))  
法務速報191号21番で紹介済

大阪高判平成28年10月4日 判例時報2330号33頁

平成28年(ネ)第461号 損害賠償請求控訴事件(変更(確定))  
法務速報193番21号で紹介済

最一判平成28年12月1日 判例時報2329号37頁

平成27年(受)第477号 損害賠償等, 境界画定等請求事件(一部破棄差戻, 一部棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/306/086306\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/306/086306_hanrei.pdf)  
法務速報188号16番で紹介済

最一判平成28年12月1日 判例時報2330号84頁

平成27年(受)第589号 労働契約上の地位確認等請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/307/086307\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/307/086307_hanrei.pdf)  
法務速報188番27号で紹介済

最一判平成28年12月5日 判例タイムズ1436号105頁

平成26年(あ)第1197号 電磁的公正証書原本不実記録, 同供用被告事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/313/086313\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/086313_hanrei.pdf)  
法務速報188号18番で紹介済

最一判平成28年12月15日 判例時報2328号24頁

平成27(行ツ)211号 風俗案内所営業権確認等請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/341/086341\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/086341_hanrei.pdf)  
法務速報188号23番で紹介済

最一判平成28年12月19日 判例時報2328号26頁

平成28年(行ヒ)第6号 不動産取得税還付不許可決定処分取消請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/353/086353\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/353/086353_hanrei.pdf)  
法務速報188号24番で紹介済

最二決平成29年1月16日 判例時報2329号96頁

平成29年(シ)第8号 各刑の執行猶予の言渡し取消し決定に対する各即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/448/086448\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/448/086448_hanrei.pdf)  
法務速報189号15番で紹介済

最三決平成29年2月21日 判例タイムズ1436号102頁

平成28年(許)第24号 職務執行停止, 代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/527/086527\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/527/086527_hanrei.pdf)  
法務速報191号8番で紹介済

最三決平成29年2月21日 金法2068号62頁

平成28年(許)第24号 職務執行停止, 代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/527/086527\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/527/086527_hanrei.pdf)  
法務速報191号8番で紹介済

最三判平成29年2月28日 判例タイムズ1436号85頁

平成27年(受)第1998号 賃金請求事件(破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/544/086544\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/544/086544_hanrei.pdf)

法務速報191号25番で紹介済

最三判平成29年2月28日 判例タイムズ1436号79頁

平成28年(行ヒ)第169号 相続税更正及び加算税賦課決定取消請求事件(破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/540/086540\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/540/086540_hanrei.pdf)

法務速報191号23番で紹介済

最三小判平成29年2月28日 金法2068号56頁

平成28年(行ヒ)第169号 相続税更正及び加算税賦課決定取消請求事件(破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/540/086540\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/540/086540_hanrei.pdf)

法務速報191号23番で紹介済

最二判平成29年3月13日 判例タイムズ1436号92頁

平成28年(受)第944号 賃金請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/588/086588\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/588/086588_hanrei.pdf)

法務速報191号2番で紹介済

## 2. 平成29年(2017年)7月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

### 3.7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

斎藤 博明/著 保険毎日新聞社 302頁 4,860円  
2017年版 損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き

両部美勝 著/中務嗣治郎 監修 きんざい 208頁 2,300円  
信用保証協会保証付融資の債権管理

高須 順一/編著 佐藤 和樹 嶋村 那生 赫 高規 中込 一洋 丸山 裕一/著 弘文堂 212頁 1,944円  
Q&Aポイント整理 改正債権法

日本弁護士連合会/編 弘文堂 568頁 4,320円  
実務解説 改正債権法

大阪弁護士会民法改正問題特別委員会 編 民事法研究会 416頁 3,780円  
実務解説 民法改正 新たな債権法下での指針と対応

東京弁護士会法友全期会業務委員会/編 創耕舎 200頁 3,456円  
はじめての事件シリーズ交通事故

名古屋消費者信用問題研究会 監修/瀧 康暢 編著 民事法研究会 642頁 6,264円  
過払金返還請求・全論点網羅 2017公刊物未登載判例収録 CD-ROM付

#### 4.7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

木谷 明/編集代表 趙 誠峰 吉田 京子 高山 巖/編 日本評論社 392頁 4,536円

憲法的刑事弁護 弁護士高野隆の実践

交通事故・事件捜査実務研究会 編 立花書房 704頁 3,348円

交通事故・事件捜査実務必携 過失認定と実況見分,交通捜査の王道

弁護士によるスポーツ安全対策検討委員会/著者 大橋 卓生 合田 雄治郎 西脇 威夫/編者 望月 浩一郎/監修

株式会社体育施設出版 319頁 3,888円

スポーツ事故対策マニュアル

松尾剛行 著 勁草書房 384頁 3,996円

最新判例にみるインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務

三宅 弘 小町谷 育子/著 青林書院 416頁 5,400円

最新青林法律相談 15 個人情報保護法の法律相談

飯田 耕一郎 田中 浩之/著 森・濱田松本法律事務所/編集 中央経済社 208頁 2,808円

企業訴訟実務問題シリーズ システム開発訴訟



## 5. 発刊書籍<解説>

### 「はじめての事件シリーズ交通事故」

交通事故事件の受任から終結までを親しみやすい体裁で解説している。書式例が掲載されているほか、出版社のHPから書式をダウンロードすることもできる。内容は基本的な事項の解説であり、新人弁護士を対象としている本である。交通事故に関する知識がコラムで解説されており、初めて事件を担当する際に役に立つ本である。

### 「最新青林法律相談 15 個人情報保護法の法律相談」

個人情報保護法の改正のポイント、体系、個人情報取扱業者の義務、開示、訂正、利用停止、個人情報保護委員会の設置、監督等、罰則などについてQ&A方式で解説されている。2015年改正法の全面施行に対応しており、施行令、規則、ガイドラインも網羅しているため、当該分野について、詳細な知識を得たい時に役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。